

地方事務所長等の任命等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の地方事務所長（以下「所長」という。）及び地方事務所副所長（以下「副所長」という。）並びに地方事務所支部長（以下「支部長」という。）及び地方事務所支部副支部長（以下「副支部長」という。）の任命及び報酬等について定めることを目的とする。

(所長及び副所長)

第 2 条 地方事務所長は、センターの地方事務所（以下「地方事務所」という。）が行う事務及び事業に関して高度の知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者のうちから、理事長が任命する。

2 副所長は、所長の推薦に基づき、理事長が任命する。

3 所長は、副所長の推薦に当たって、当該地方事務所と関係する法律サービス提供者間のバランスにも配慮するよう努めるものとする。

4 副所長の定数は、別表 1 に定めるとおりとする。ただし、所長が上申して理事長の承認を得た場合には、これを超えることができる。

5 所長及び副所長の任期は、任命日から 2 年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日までとする。ただし、任期の満了前に退任した所長及び副所長の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事長は、増員等により新たに副所長を任命する場合、前項の規定にかかわらず、最初の任期については 2 年以内で定めることができる。

7 所長及び副所長は、再任されることができる。

(支部長及び副支部長)

第 3 条 支部長及び副支部長は、所長の推薦に基づき、理事長が任命する。

2 所長は、副支部長の推薦に当たって、支部長の意見を聴くものとする。

3 所長は、副支部長の推薦に当たって、当該地方事務所支部と関係する法律サービス提供者間のバランスにも配慮するよう努めるものとする。

4 東京地方事務所多摩支部及び福岡地方事務所北九州支部の副支部長の定数は、別表 1 に定めるとおりとする。

5 前項に規定する支部以外の支部については、所長が上申して理事長の承認を得た場合には、理事長が別に定める定数の範囲内で副支部長を置くことができる。

6 支部長及び副支部長の任期は、任命日から 2 年を経過する日までの間に終了する最後の事

業年度の末日までとする。ただし、任期の満了前に退任した支部長及び副支部長の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

7 理事長は、増員等により新たに副支部長を任命する場合、前項の規定にかかわらず、最初の任期については2年以内で定めることができる。

8 支部長及び副支部長は、再任されることができる。

(解任)

第4条 理事長は、所長、副所長、支部長又は副支部長（以下「所長等」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、その他所長等たるに適しないと認めるときは、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(執務態勢)

第5条 所長は、年間を通じて各日、自己又は副所長のいずれかを、当該日の地方事務所の業務運営を主として担当する責任担当者として定める。

2 所長は、業務運営の管理に関する重要事項等について協議するため、地方事務所執行部会議を開催する。

3 前項の会議は、所長、副所長及び支部長でこれを構成し、所長が議事を総理する。

4 地方事務所における前3項の規定は、東京地方事務所多摩支部及び福岡地方事務所北九州支部に準用する。

(報酬)

第6条 所長等の報酬は、所長基礎報酬、支部長基礎報酬、責任担当者手当及び地方事務所執行部会議手当とし、それぞれの額は別表2に定めるとおりとする。ただし、第2条第2項により任命した副所長が総合法律支援法（平成16年法律第74号）第1条に規定する弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のいずれにも当たらない者である場合は、その報酬は別表3による。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第5項の規定により副支部長を置いた場合には、その職務の内容、勤務態様その他の事情を考慮して、当該支部における副支部長の月額報酬の合計額が3万円を超えない範囲内において、基礎報酬を支払うことができる。

3 報酬の支払については、職員給与規程（平成18年規程第4号）第3条、第6条及び第7条の規定を準用する。

第7条 所長等の服務については、非常勤職員就業規則第3章第1節の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月10日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第30条第1項の業務の開始の日から施行する。

(経過措置)

- 2 センター設立後から平成20年4月9日までの間に任命された所長等の任期は、第2条第5項本文及び第3条第6項本文の規定にかかわらず、その任期は平成20年4月9日までとする。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年規程第3号)

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成26年規程第3号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月10日から平成28年4月8日までの間に任期満了となる副所長及び副支部長が再任された時または後任者の任期は、第2条第5項本文及び第3条第6項本文の規定にかかわらず、平成28年4月9日までとする。

附 則 (日本司法支援センター平成29年規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成31年規程第8号)

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター令和2年規程第9号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に地方事務所の所長、副所長及び支部長、副支部長である者の任期については、規程第2条第5項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (日本司法支援センター令和3年規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

副所長及び副支部長の定数

事務所名	副所長	副支部長
東京地方事務所	7人以内	
多摩支部		3人以内
神奈川地方事務所	5人以内	
埼玉地方事務所	5人以内	
千葉地方事務所	5人以内	
茨城地方事務所	3人以内	
栃木地方事務所	3人以内	
群馬地方事務所	3人以内	
静岡地方事務所	5人以内	
山梨地方事務所	3人以内	
長野地方事務所	3人以内	
新潟地方事務所	3人以内	
大阪地方事務所	7人以内	
京都地方事務所	5人以内	
兵庫地方事務所	5人以内	
奈良地方事務所	3人以内	
滋賀地方事務所	3人以内	
和歌山地方事務所	3人以内	
愛知地方事務所	5人以内	
三重地方事務所	3人以内	
岐阜地方事務所	3人以内	
福井地方事務所	3人以内	
石川地方事務所	3人以内	
富山地方事務所	3人以内	
広島地方事務所	5人以内	
山口地方事務所	3人以内	
岡山地方事務所	3人以内	
鳥取地方事務所	3人以内	
島根地方事務所	3人以内	
福岡地方事務所	5人以内	
北九州支部		3人以内
佐賀地方事務所	3人以内	
長崎地方事務所	3人以内	
大分地方事務所	3人以内	
熊本地方事務所	3人以内	
鹿児島地方事務所	3人以内	
宮崎地方事務所	3人以内	
沖縄地方事務所	3人以内	
宮城地方事務所	5人以内	
福島地方事務所	3人以内	
山形地方事務所	3人以内	
岩手地方事務所	3人以内	
秋田地方事務所	3人以内	
青森地方事務所	3人以内	
札幌地方事務所	5人以内	
函館地方事務所	3人以内	
旭川地方事務所	3人以内	
釧路地方事務所	3人以内	
香川地方事務所	3人以内	
徳島地方事務所	3人以内	
高知地方事務所	3人以内	
愛媛地方事務所	3人以内	

報 酬 表

	地方事務所 A	地方事務所 B	地方事務所 C	支部 A	支部 B
所長基礎報酬	月額 20万円	月額 16万円	月額 12万円	—	—
支部長基礎報酬	—	—	—	月額 10万円	月額 8万円
責任担当者手当	日額 16,560円	日額 13,800円	日額 11,040円	日額 9,200円	—
地方事務所 執行部会議手当	日額 5,000円 以内	日額 5,000円 以内	日額 5,000円 以内	日額 5,000円 以内	—

(注)

- 1 地方事務所 A は、東京及び大阪の各地方事務所をいう。
- 2 地方事務所 B は、神奈川、埼玉、千葉、静岡、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、宮城及び札幌の各地方事務所をいう。
- 3 地方事務所 C は、上記 1 及び 2 以外の各地方事務所をいう。
- 4 支部 A は、多摩及び北九州の各支部をいう。
- 5 支部 B は、上記 4 以外の各支部をいう。
- 6 地方事務所執行部会議手当は、当該日の責任担当者には支給しない。

(第 6 条第 1 項ただし書関係)

報 酬 表

	地方事務所 A	地方事務所 B	地方事務所 C	支部 A	支部 B
所長基礎報酬	—	—	—	—	—
支部長基礎報酬	—	—	—	—	—
責任担当者手当	—	—	—	—	—
第 6 条第 1 項ただし書適用副所長手当	月額 50,000円	月額 40,000円	月額 30,000円	—	—
地方事務所 執行部会議手当	日額 5,000円 以内	日額 5,000円 以内	日額 5,000円 以内	—	—